

消費者庁任期付職員の募集について

消費者庁においては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号（以下「任期付職員法」という。）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定職種

消費者庁行政関連の国際機関との連絡・調整に関連する業務、国際会議開催に関する業務等への対応を行う職員（係長級クラス）

2. 業務内容

消費者庁行政について、国際機関（※）への参加（※※）、国際会議開催、庁内の調整等も含め、国内外の機関との協議・調整に関連する業務、和・英の文書・資料作成等。

※ OECD（経済協力開発機構）の CCP（消費者政策委員会）、ICPEN（消費者保護及び執行に関する国際ネットワーク）等。

※※ 国内・海外出張にいていただく可能性があります。

3. 募集人員

1 名

4. 応募資格

以下（1）から（3）までを満たす方

- （1）協調性を有し、チームの一員として業務の遂行ができること。
- （2）Outlook、Word、PowerPoint、Excel 等を使用した文書・資料の作成、データ整理等ができること。
- （3）以下①または②のいずれかを満たし、かつ、③を満たすこと
 - ①消費者問題関連の実務経験又は専門知識を有すること
 - ②国際機関、行政機関、又は民間企業等において、海外の公的機関、民間企業等との間で調整・協議等の経験を有すること
 - ③一定水準の英語力（英文読解が問題なくできる程度）を有すること。

なお、以下に該当する方は、応募できません。

- （1）日本国籍を有しない者
- （2）国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により国家公務員となる

ことができない者

- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5. 採用形態

任期付職員法に基づき常勤の国家公務員として採用します。

6. 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給します。

7. 雇用期間

平成30年11月1日から平成31年10月31日【予定】

（勤務状況等に応じ、上記期間を超えて任期が更新されることがあります）

8. 勤務条件

原則として午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日は除く。）

年次休暇20日（年途中で新たに職員となった場合には、予定在職期間に応じて決定。

20日を限度に翌年に繰越可）、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇

9. 勤務地

消費者庁消費者政策課（東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館）

10. 応募方法

（1）提出書類

ア）履歴書（市販の用紙で可、写真添付、高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。また、取得している資格や、応募条件に合致する実績等があれば記入してください。）

イ）志望理由（800字以内）

ウ）職務経歴書（これまでに従事した職務の内容を具体的に記述したもの）

エ）最終学歴に係る卒業（修了）証明書

※採用者を除き応募書類は返却いたします。

(2) 提出方法 郵送

※「消費者庁消費者政策課国際室 志望」と必ず明記すること。

(3) 提出先

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館
消費者庁消費者総務課任用係

(4) 提出締め切り 平成30年9月7日(金)(必着)

※応募書類の提出状況に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただく場合があります。

11. 選考方法

一次選考 書類審査

二次選考 面接

※書類審査(1次選考)の後、面接(2次選考)を行うこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等を御連絡させていただきます。

12. 連絡先

(業務内容) 消費者庁消費者政策課

電話 (03) 3507-9186 (直通)

(勤務条件) 消費者庁総務課任用係

電話 (03) 3507-9152 (直通)